

岩倉市規則第6号

岩倉市職員等の公益的通報に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例（平成27年岩倉市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益的通報調査委員会への公益的通報に係る様式等)

第2条 条例第3条第1項の規定による公益的通報は、公益的通報書（その1）（様式第1）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による市長への公益的通報の概要の報告は、公益的通報概要報告書（その1）（様式第2）により行うものとする。

3 条例第9条第1項及び第4項の規定による市長への報告は、公益的通報の調査結果報告書（市長）（その1）（様式第3）により行うものとする。

4 市長は、条例第9条第3項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

5 条例第9条第3項後段の規定による市の他の機関への通知は、公益的通報に関する通知書（その1）（様式第4）により行うものとする。

6 条例第9条第5項の規定による通報者への調査の結果の報告は、公益的通報の調査結果報告書（通報者）（その1）（様式第5）により行うものとする。

(公益的通報調査委員会への不利益な取扱いの申出に係る様式等)

第3条 条例第10条第2項の規定による不利益な取扱いの申出は、不利益な取扱いに関する申出書（その1）（様式第6）により行うものとする。

2 条例第10条第4項で準用する条例第7条第2項の規定による市長への不利益な取扱いに関する申出の概要の報告は、不利益な取扱いに関する申出に係る概要報告書（その1）（様式第7）により行うものとする。

3 条例第10条第4項で準用する条例第9条第1項及び第4項の規定による市長への報告は、不利益な取扱いに関する申出の調査結果報告書（市長）（その1）（様式第8）により行うものとする。

- 4 市長は、条例第10条第5項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。
- 5 条例第10条第5項後段の規定による市の他の機関への通知は、不利益な取扱いに関する申出に係る通知書（その1）（様式第9）により行うものとする。
- 6 条例第10条第4項で準用する条例第9条第5項の規定による通報者への調査の結果の報告は、不利益な取扱いに関する申出の調査結果報告書（通報者）（その1）（様式第10）により行うものとする。

（公益的通報処理委員との委託契約をした旨の公表）

第4条 市長は、公益的通報処理委員（以下「処理委員」という。）との委託契約をしたときは、公示をするとともに、次に掲げる事項をホームページへの掲載その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 委託契約をした処理委員となる者の氏名
 - (2) 通報等を行う処理委員の所在地、連絡先
- （処理委員への公益的通報に係る様式等）

第5条 条例第15条第1項で準用する条例第3条第1項の規定による公益的通報は、公益的通報書（その2）（様式第11）により行うものとする。

- 2 条例第16条第1項で準用する条例第7条第2項の規定による市長への公益的通報の概要の報告は、公益的通報概要報告書（その2）（様式第12）により行うものとする。
- 3 条例第16条第1項で準用する条例第9条第1項及び第4項の規定による市長への報告は、公益的通報の調査結果報告書（市長）（その2）（様式第13）により行うものとする。
- 4 市長は、条例第16条第1項で準用する条例第9条第3項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。
- 5 条例第16条第1項で準用する条例第9条第3項後段の規定による市の他の機関への通知は、公益的通報に関する通知書（その2）（様式第14）により行うものとする。
- 6 条例第16条第1項で準用する条例第9条第5項の規定による通報者への調査の結果の報告は、公益的通報の調査結果報告書（通報者）（その2）（様式第15）により行うものとする。

(処理委員への不利益な取扱いの申出に係る様式等)

第6条 条例第15条第2項で準用する条例第10条第2項の規定による不利益な取扱いの申出は、不利益な取扱いに関する申出書(その2)(様式第16)により行うものとする。

2 条例第16条第1項で準用する条例第7条第2項の規定による市長への不利益な取扱いに関する申出の概要の報告は、不利益な取扱いに関する申出に係る概要報告書(その2)(様式第17)により行うものとする。

3 条例第16条第1項で準用する条例第9条第1項及び第4項の規定による市長への報告は、不利益な取扱いに関する申出に係る調査結果報告書(市長)(その2)(様式第18)により行うものとする。

4 市長は、条例第16条第1項で準用する条例第10条第5項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

5 条例第16条第1項で準用する条例第10条第5項後段の規定による市の他の機関への通知は、不利益な取扱いに関する申出に係る通知書(その2)(様式第19)により行うものとする。

6 条例第16条第1項で準用する条例第9条第5項の規定による通報者への調査の結果の報告は、不利益な取扱いに関する申出の調査結果報告書(通報者)(その2)(様式第20)により行うものとする。

(調査の補助)

第7条 処理委員は、条例第16条第1項で準用する条例第8条の調査を実施するに当たり、必要があると認めるときは、総務部行政課長に当該調査の補助をさせることができる。

2 総務部行政課長は、前項の規定により処理委員の補助をするときは、関係者からの説明の聴取、関係書類等の証拠の受領、実地の調査の同行等の必要な補助を行わなければならない。

(運用状況の公表)

第8条 条例第20条の規定による運用状況の公表は、市のホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第2条関係）

公益的通報書（その1）

年 月 日

公益的通報調査委員会 殿

岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公益的通報をします。

1 通報者（匿名で通報する場合は、記載不要です。）

氏 名	
所属又は会社・団体名	
希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）
連絡先	

※連絡先欄は、可能な限り記載してください。

2 公益的通報となる事実の内容（いつ、誰が、何をしたか具体的に記載してください。）

3 その他公益的通報調査委員会に伝えたい事項（公益的通報調査委員会に望む対応等を記載してください。）

備考 公益的通報となる事実を示す資料がある場合は、添付してください。

様式第2（第2条関係）

公益的通報概要報告書（その1）

年 月 日

岩倉市長

様

公益的通報調査委員会

公益的通報を受け付けたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第7条第2項の規定に基づき報告します。

公益的通報の受付日	年 月 日（通報番号第 号）
公益的通報の形態	書面 ・ ファックス ・ 電子メール その他（ ）
公益的通報の概要	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第3（第2条関係）

公益的通報の調査結果報告書（市長）（その1）

年 月 日

岩倉市長 様

公益的通報調査委員会

公益的通報についての調査を行ったところ、次のとおりとなりましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第9条 第1項 第4項の規定に基づき報告します。

公益的通報の受付日	年 月 日（通報番号第 号）
通報者が示した公益的通報の内容	
調査の結果	公益的通報に関する事実の <input type="checkbox"/> 存在が認められる <input type="checkbox"/> 存在が認められない <input type="checkbox"/> 存否が判明しない
公益的通報に関する事実が存在すると認めたことを証する資料（公益的通報に関する事実が存在すると認められた場合のみ）	
通報者が望む対応等	
備考	

様式第4（第2条関係）

公益的通報に関する通知書（その1）

年 月 日

様

岩倉市長

公益的通報調査委員会が公益的通報についての調査を行ったところ、通報者が示した公益的通報に関する事実が存在すると認められるとの報告がありましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第9条第3項の規定に基づき通知します。

なお、貴職は、この事実を是正するために必要な措置をとってください。

公益的通報の受付日	年 月 日（通報番号第 号）
通報者が示した公益的通報の内容	
公益的通報に関する事実が存在すると認めたことを証する資料	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第5（第2条関係）

公益的通報の調査結果報告書（通報者）（その1）

年 月 日

通報者 様

公益的通報調査委員会

公益的通報についての調査を行ったところ、次のとおりとなりましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第9条第5項の規定に基づき報告します。

公益的通報の受付日	年 月 日（通報番号第 号）
通報者が示した公益的通報の内容	
調査の結果	公益的通報に関する事実の <input type="checkbox"/> 存在が認められる <input type="checkbox"/> 存在が認められない <input type="checkbox"/> 存否が判明しない
備考	

※次のいずれかに該当するときは、公益的通報処理委員に通報することができます。

- ①条例第9条第1項の規定により調査委員会が通報者の示した事実が存在すると認め、このことを市長に報告したにもかかわらず、同条第3項の規定による必要な措置を市長又は市の他の機関がとらないとき。
- ②条例第9条第3項の規定により市長又は市の他の機関が必要な措置をとった場合において、通報者が当該措置に不服があるとき又は通報した事実が改善されたと認められないとき。

様式第 6 (第 3 条関係)

不利益な取扱いに関する申出書 (その 1)

年 月 日

公益的通報調査委員会 殿

岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり不利益な取扱いを受けたことについて、申出をします。

1 通報者 (匿名で通報する場合は、記載不要です。)

氏名	
所属又は会社・団体名	
希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先	

2 不利益な取扱いの内容 (どのような不利益な取扱いを受けたか具体的に記載してください。)

3 その他公益的通報調査委員会に伝えたい事項 (公益的通報調査委員会に望む対応等を記載してください。)

様式第7（第3条関係）

不利益な取扱いに関する申出に係る概要報告書（その1）

年 月 日

岩倉市長

様

公益的通報調査委員会

不利益な取扱いに関する申出を受け付けたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第10条第4項で準用する第7条第2項の規定に基づき報告します。

申出の受付日	年 月 日（申出番号第 号）
申出の形態	書面 ・ ファックス ・ 電子メール その他（ ）
申出の概要	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第8（第3条関係）

不利益な取扱いに関する申出の調査結果報告書（市長）（その1）

年 月 日

岩倉市長 様

公益的通報調査委員会

不利益な取扱いに関する申出についての調査を行ったところ、次のとおりとなりましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第10条第4項で準用する第9条 第1項 第4項の規定に基づき報告します。

申 出 の 受 付 日	年 月 日（申出番号 第 号）
不利益な取扱いに関する申出の内容	
調 査 の 結 果	不利益な取扱いに関する申出に係る事実の <input type="checkbox"/> 存在が認められる <input type="checkbox"/> 存在が認められない <input type="checkbox"/> 存否が判明しない
不利益な取扱いに関する申出に係る事実が存在すると認めたことを証する資料（不利益な取扱いに関する申出に係る事実が存在すると認められた場合のみ）	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第9（第3条関係）

不利益な取扱いに関する申出に係る通知書（その1）

年 月 日

様

岩倉市長

不利益な取扱いに関する申出についての調査を行ったところ、申出をした者が示した不利益な取扱いに関する申出に係る事実が存在すると認められるとの報告がありましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第10条第4項で準用する第9条第3項の規定に基づき通知します。

なお、貴職は、この事実を是正するために必要な措置をとってください。

申 出 の 受 付 日	年 月 日（申出番号 第 号）
通報者が示した不利益な取扱いに関する申出の内容	
不利益な取扱いに関する申出に係る事実が存在すると認められたことを証する資料	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第10（第3条関係）

不利益な取扱いに関する申出の調査結果報告書（通報者）（その1）

年 月 日

通報者 様

公益的通報調査委員会

不利益な取扱いに関する申出についての調査を行ったところ、次のとおりとなりましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第10条第4項で準用する第9条第5項の規定に基づき報告します。

申 出 の 受 付 日	年 月 日（申出番号第 号）
通報者が示した不利益な取扱いに関する申出の内容	
調 査 の 結 果	不利益な取扱いに関する申出に係る事実の <input type="checkbox"/> 存在が認められる <input type="checkbox"/> 存在が認められない <input type="checkbox"/> 存否が判明しない
備 考	

※次のいずれかに該当するときは、公益的通報処理委員に通報することができます。

- ①条例第10条第4項で準用する第9条第1項の規定により調査委員会が通報者の示した事実が存在すると認め、このことを市長に報告したにもかかわらず、第10条第5項の規定による必要な措置を市長又は市の他の機関がとらないとき。
- ②条例第10条第5項の規定により市長又は市の他の機関が原状回復その他の改善を命じ、必要な措置をとった場合において、通報者が当該改善命令又は措置に不服があるとき又は通報した事実が改善されたと認められないとき。

様式第 1 1 (第 5 条関係)

公益的通報書 (その 2)

年 月 日

公益的通報処理委員 殿

岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第 1 5 条第 1 項で準用する第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公益的通報をします。

1 通報者

氏 名	
所属又は会社・団体名	
希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先	

※連絡先欄は、可能な限り記載してください。

2 公益的通報となる事実の内容 (いつ、誰が、何をしたか具体的に記載してください。)

3 処理委員へ公益的通報を行う理由

<input type="checkbox"/> 公益的通報を公益的通報調査委員会が受け付けたが、相当な期間を経過しても公益的通報調査委員会から調査の結果の報告がない。(1号事由)
<input type="checkbox"/> 公益的通報調査委員会が通報者の示した事実が存在すると認め、そのことを市長に報告したにもかかわらず、必要な措置を市長又は他の機関がとらない。(2号事由)
<input type="checkbox"/> 市長又は他の機関が必要な措置をとった場合において、通報者が当該措置について不服がある又は通報した事実が改善されたと認められない。(3号事由)
<input type="checkbox"/> 公益的通報調査委員会に通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当な理由がある。(4号事由) (相当な理由)
<input type="checkbox"/> 公益的通報調査委員会に通報をすれば当該通報に係る調査等が適切に行われないと信ずるに足りる相当な理由がある。(5号事由) (相当な理由)

4 その他公益的通報処理委員に伝えたい事項 (公益的通報処理委員に望む対応等を記載してください。)

様式第12（第5条関係）

公益的通報概要報告書（その2）

年 月 日

岩倉市長

様

公益的通報処理委員

公益的通報を受け付けたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第16条第1項で準用する第7条第2項の規定に基づき報告します。

通 報 の 受 付 日	年 月 日（通報番号第 号）
通 報 の 形 態	書面 ・ ファックス ・ 電子メール その他（ ）
公益的通報の概要	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第13（第5条関係）

公益的通報の調査結果報告書（市長）（その2）

年 月 日

岩倉市長 様

公益的通報処理委員

公益的通報についての調査を行ったところ、次のとおりとなりましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第16条第1項で準用する第9条 第1項 の規定に基づき報告します。 第4項

公益的通報の受付日	年 月 日（通報番号第 号）
通報者が示した公益的通報の内容	
調査の結果	公益的通報に関する事実の <input type="checkbox"/> 存在が認められる <input type="checkbox"/> 存在が認められない <input type="checkbox"/> 存否が判明しない
公益的通報に関する事実が存在すると認めたことを証する資料（公益的通報に関する事実が存在すると認められた場合のみ）	
通報者が望む対応等	
備考	

様式第14（第5条関係）

公益的通報に関する通知書（その2）

年 月 日

様

岩倉市長

公益的通報処理委員が公益的通報についての調査を行ったところ、通報者が示した公益的通報に関する事実が存在すると認められるとの報告がありましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第16条第1項で準用する第9条第3項の規定に基づき通知します。

なお、貴職は、この事実を是正するために必要な措置をとってください。

公益的通報の受付日	年 月 日（通報番号第 号）
通報者が示した公益的通報の内容	
公益的通報に関する事実が存在すると認めたことを証する資料	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第15（第5条関係）

公益的通報の調査結果報告書（通報者）（その2）

年 月 日

通報者 様

公益的通報処理委員

公益的通報についての調査を行ったところ、次のとおりとなりましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第16条第1項で準用する第9条第5項の規定に基づき報告します。

公益的通報の受付日	年 月 日（通報番号第 号）
通報者が示した公益的通報の内容	
調査の結果	公益的通報に関する事実の <input type="checkbox"/> 存在が認められる <input type="checkbox"/> 存在が認められない <input type="checkbox"/> 存否が判明しない
備考	

様式第16（第6条関係）

不利益な取扱いに関する申出書（その2）

年 月 日

公益的通報処理委員 殿

岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第15条第2項で準用する第10条第2項の規定に基づき、次のとおり不利益な取扱いを受けたことについて申出をします。

1 通報者

氏 名	
所属又は会社・団体名	
希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）
連絡先	

2 不利益な取扱いの内容（どのような不利益な取扱いを受けたか具体的に記載してください。）

3 処理委員へ不利益な取扱いに関する申出を行う理由

<input type="checkbox"/> 不利益な取扱いに関する申出を公益的通報調査委員会が受け付けたが、相当な期間を経過しても公益的通報調査委員会から調査の結果の報告がない。（1号事由） <input type="checkbox"/> 公益的通報調査委員会が不利益な取扱いに関する申出に係る事実が存在すると認め、そのことを市長に報告したにもかかわらず、必要な措置を市長又は他の機関がとらない。（2号事由） <input type="checkbox"/> 市長又は他の機関が必要な措置をとった場合において、通報者が当該措置について不服がある又は通報した事実が改善されたと認められない。（3号事由）
--

4 その他公益的通報処理委員に伝えたい事項（公益的通報処理委員に望む対応等を記載してください。）

様式第17（第6条関係）

不利益な取扱いに関する申出に係る概要報告書（その2）

年 月 日

岩倉市長

様

公益的通報処理委員

不利益な取扱いに関する申出を受け付けたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第16条第1項で準用する第7条第2項の規定に基づき報告します。

申出の受付日	年 月 日（申出番号第 号）
申出の形態	書面 ・ ファックス ・ 電子メール ・ その他（ ）
申出の概要	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第18（第6条関係）

不利益な取扱いに関する申出に係る調査結果報告書（市長）（その2）

年 月 日

岩倉市長

様

公益的通報処理委員

不利益な取扱いに関する申出についての調査を行ったところ、次のとおりとなりましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第16条第1項で準用する第9条第1項第4項の規定に基づき報告します。

申 出 の 受 付 日	年 月 日（申出番号 第 号）
不利益な取扱いに関する申出の内容	
調 査 の 結 果	不利益な取扱いに関する申出に係る事実の <input type="checkbox"/> 存在が認められる <input type="checkbox"/> 存在が認められない <input type="checkbox"/> 存否が判明しない
不利益な取扱いに関する申出に係る事実が存在すると認めたことを証する資料（不利益な取扱いに関する申出に係る事実が存在すると認められた場合のみ）	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第19（第6条関係）

不利益な取扱いに関する申出に係る通知書（その2）

年 月 日

様

岩倉市長

不利益な取扱いに関する申出について調査を行ったところ、申出をした者が示した不利益な取扱いに係る事実が存在すると認められるとの報告がありましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第16条第1項で準用する第9条第3項の規定に基づき通知します。

なお、貴職は、この事実を是正するために必要な措置をとってください。

申 出 の 受 付 日	年 月 日（申出番号 第 号）
通報者が示した不利益な取扱いに関する申出の内容	
不利益な取扱いに関する申出に係る事実が存在すると認められたことを証する資料	
通報者が望む対応等	
備 考	

様式第20（第6条関係）

不利益な取扱いに関する申出の調査結果報告書（通報者）（その2）

年 月 日

通報者 様

公益的通報処理委員

不利益な取扱いに関する申出についての調査を行ったところ、次のとおりとなりましたので、岩倉市職員等の公益的通報に関する条例第16条第1項で準用する第9条第5項の規定に基づき報告します。

申 出 の 受 付 日	年 月 日（申出番号第 号）
通報者が示した不利益な取扱いに関する申出の内容	
調 査 の 結 果	不利益な取扱いに関する申出に係る事実の <input type="checkbox"/> 存在が認められる <input type="checkbox"/> 存在が認められない <input type="checkbox"/> 存否が判明しない
備 考	